



## 会員からの相談事例

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顯  
弁護士 山田 敬之

### 【事例】

当院では、従前より、婚姻により姓が変わった職員について、旧姓使用は認めず、戸籍上の姓を使用することを義務づける運用をしてきました。しかし、昨今、旧姓使用を希望する職員が増えてきているため、従前の運用を見直すことを考えております。このことについて、法的な留意点があれば教えてください。また、これまでの運用とは反対に、旧姓の継続使用を義務づけ、戸籍上の姓への変更を認めないとする運用はあり得るでしょうか。

### 【回答】

姓が変わった場合に旧姓使用を求める職員の希望に沿わぬ運用を行ったとしても、必ずしも違法ではありません。他方で戸籍上の姓の使用を希望する職員に対して、その使用を禁止し、旧姓の使用を強制することは許されないと考えるべきでしょう。

### 【解説】

1 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた場合も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」といいます）を用いることについては、平成13年に国の行政機関が、職員録、人事異動通知書、出勤簿等の内部的な文書に関して旧姓使用を認める取り扱いを率先して開始しまし

た。さらに平成29年9月1日からは、対外的な行為を含めて、国家公務員の旧姓使用を原則として認める方針が政府により決定され、各省庁でその運用が開始され始めています。こうした流れの中で、自治体や民間企業でも旧姓使用について要綱や就業規則等で定める例が増えてきております。

また、司法判断の場面においても、平成27年12月16日に、最高裁が夫婦別姓を認めない現行制度は合憲であるという憲法判断を示し、その結論を導いた理由の一つとして、「通称使用が広まることで改姓による不利益は一定程度緩和される。」という点が挙げられました。なお、最高裁は、上述の平成29年9月1日の政府方針発表を受けて、それまでは認めていなかった裁判官や裁判所書記官が判決書や令状において旧姓で記名することを認める運用を開始しています。

このように、時代は旧姓使用を容認する方向へ少しずつ進んでおりますが、上述のとおり最高裁は、婚姻等の場合に姓は変更することになる民法上、戸籍法上の夫婦同姓制度は合憲であるという立場を示している以上、旧姓使用を求める職員の希望に沿わぬ運用を行ったとしても、必ずしも違法ではないと考えられます<sup>1</sup>。

2 上記1のような時代の流れに沿い、旧姓使用について認める運用に切り替える場合でも、源

<sup>1</sup> 平成29年3月に発表された「平成28年度内閣府委託調査 旧姓使用の状況に関する調査報告書」（株式会社インテージリサーチ）によると、調査票に対する回答があった4,695社の内、何らかの形で旧姓使用を認めている企業は49.2%となっています。但し、この内、従業員数が1,000人以上の企業では、74.6%に上っております。

<sup>2</sup> 「麻薬施用者免許証の旧姓記載について」（平成26年7月17日薬食監麻発0717第1号）

<sup>3</sup> 「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」（厚生労働省編集・発行）18頁

源泉徴収票や社会保険関係の公的な書類については戸籍上の氏名を用いる必要があります（健康保険法施行規則第28条・第36条、厚生年金法施行規則第6条等）。他方、事務引継書や日誌、決裁に係る押印、座席表、職員録等、病院内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるものについては、旧姓を使用しても問題は生じないと考えられます。このように、旧姓を使用することに問題のない文書と戸籍上の姓を用いる必要のある文書を区別し、旧姓を使用できる範囲と、戸籍上の氏名を用いる必要のある範囲を明確にしておく必要があると考えます。実際に、旧姓使用について定めた社内規程等では、戸籍上の姓を記載する文書の範囲と旧姓を使用する文書の範囲を分けて定めている例が多いといえます。

3 医師、看護師・保健師・助産師、薬剤師等の国家資格者であれば、婚姻等により看護師の戸籍上の氏名が変更になった場合、30日以内に厚生労働大臣に申請する必要があることが定められております（医師法第5条第1項、保健師助産師看護師法施行令第3条、薬剤師法施行令第5条第1項）。もっとも、各資格の免許の書換申請までは義務づける内容になっていないことから（医師法第8条第1項、保健師助産師看護師法施行令第6条第1項、薬剤師法第8条第1項）、免許の書換交付を申請しないことにより、事実上、旧姓使用を継続することは可能な状況です。

医師に関して具体的に述べますと、①医師免

許の表示は旧姓を使用して構わない（但し、厚生労働省の医師等資格確認検索システムは、医籍の氏名に対応しているため、旧姓では検索されないというデメリットがある）、②麻薬施用者免許証の表示は旧姓との併記が可能である（但し、麻薬処方箋に記載する医師名については、混乱を避けるため、麻薬処方箋以外の処方箋と統一することが望ましい）<sup>2</sup>、③診断書や死亡診断書は旧姓で作成して構わない<sup>3</sup>等の運用となっております。

4 旧姓を使用する者とそうでない者が混在する場合、使用者として誰が旧姓を使用しているのかを明確にしておくため、旧姓を使用する者には、旧姓使用承認申請書を提出させ、旧姓使用承認通知書を発行する（途中で旧姓使用を中止する場合は、その届出をする）という内部手続を設けることが望ましいといえます。

では、このように旧姓を使用する者とそうでない者が混在する場合の職場内部での混乱、事務の煩雑化、対取引先等の混乱を回避するためには、これまでの流れとは逆に、雇用開始後に婚姻等により姓が変わった場合でも旧姓の使用を義務づけるという運用は許されるでしょうか。この点、戸籍上の姓は、法律上の正式な姓である以上、たとえ雇っている側において旧姓使用を継続してもらうことの利点があるとしても、戸籍上の姓の使用を希望する職員に対して、その使用を禁止し、旧姓の使用を強制することは許されないと考えるべきでしょう。